

政令第六十三号

構造改革特別区域推進本部令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域推進本部令（平成十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「評価委員会」を「評価・調査委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 構造改革の推進等を図る観点から、特定事業の実施又はその実施の促進の状況について評価を行い、

その結果に基づき、構造改革の推進等に関し必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べること。

二 本部長の諮問に応じ、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議すること。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この政令は、平成十九年五月二十一日から施行する。

### ( 評価委員会の委員の任期に関する経過措置 )

2 この政令の施行の日の前日において従前の評価委員会の委員である者の任期は、構造改革特別区域推進  
本部長第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。